

令和4年度 地域活動推進費補助金、

地域防犯灯維持管理費補助金の申請について

昨年から、手順に変更はありません！（※令和3年4月1日より申請書の様式が一部変更しました。できるだけ、最新のものをお使いいただくようお願いいたします。



1 地域活動推進費補助金

夏祭りなどのイベント開催、総会の開催や各種団体への会費など、自治会町内会の活動全般に対して支払われる補助金です。

(1) 補助金額

補助金の算出方法は、以下のAかBのうち、いずれか低い方の金額になります。

【A】 $700円 \times \text{加入世帯数}$ (令和4年4月1日)

【B】 $\text{補助対象経費} \times 1/3$

補助対象経費…自治会町内会の活動費のうち、①～④を除外した経費

- ①他の補助金を利用している活動費（港南区地域防犯活動補助金 等）
- ②祝金、寄付金、募金、香典 等
- ③交流会関係（慰労会費、親睦会費、賀詞交換会費、忘年会費 等）
- ④積立金、予備費、次期繰越金

⇒詳しくは、「補助対象経費・補助対象外経費の例」をご確認ください。

(2) 申請の流れ



	時期	自治会町内会	区役所
①	～8月	申請 ※前年度報告と同時	⇒ 「交付決定通知書」の送付
②	8月頃～	交付請求	⇒ 補助金の交付
③	翌年5月	活動報告 ※翌年度申請と同時	⇒ 「確定通知書」の送付 (余剰金の返還が生じる場合は、納付書を送付します。※)

※余剰金の返還とは・・・

補助金を前払いでお支払いしています。上記③で、補助金額の確定をしますが、自治会町内会の支出（対象経費）が少ないと余剰金の返還が発生します。

余剰金が発生する場合： $\text{補助金額} > \text{補助対象経費} \times 1/3$

2 地域防犯灯維持管理費補助金

令和4年4月1日現在設置され、不特定多数の市民が通行する道路を照らしている防犯灯のうち、自治会町内会が所有・維持管理しているものに支払われる補助金です。

※マンション管理組合等が所有・維持管理する照明灯で、地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会が認めたものも、区の現地調査の上で対象となる場合があります。

(1) 補助金額

灯数×2, 200円

※灯数の確認方法

東京電力エナジーパートナー（株）が発行する、電気料金集約分内訳表（4月分）の「ご契約口数」に記載されている各欄の数字の合計が、自治会町内会が所有・維持管理している防犯灯の灯数です。この内訳表は、申請時に添付して頂きます。

※内訳表がお手元に無い場合は、東京電力エナジーパートナー（株）カスタマーセンターに発行を依頼してください。

- ・カスタマーセンター神奈川（第一） ☎0120-99-5772 もしくは 045-394-2176
- ・カスタマーセンター神奈川（第二） ☎0120-99-5776 もしくは 046-408-5996

ご契約名義	管理番号	地区番号	新お客さま番号(翌月より適用)		種別	契約電力(W)										金額(円)				
			10	20		40	60	100	200	300	400	50	100	200	300		400	500		
〇〇〇〇〇チョウナイカイ様	P01	26	06809	-06842-6-00	0															
〇〇〇〇〇チョウナイカイ様	P201	26	06809	-06842-7-00	0															
〇〇〇〇〇チョウナイカイ様	P55	26	06809	-06842-8-00	0															
様																				
様																				
様																				
様																				
231-0017 ヨコハマシ ナカク			定額電灯の合計	ご契約口数	10 W	20W	40W	60W	100W	200W	300W	400W	500W							
ミナトチヨウ	〇		8	3			6	1												
地区番号			地区番号	お客さま番号	合計精算額		合計一部別払額		合計金額		振替予定日									
領収証(振替通知)の お支払人氏名	〇〇〇〇〇チョウナイカイ 様	26	06809	-06842-6-00																

各欄を合計する
例: 3(10W)+6(40W)+1(60W)=10(灯数)

代表の「お客さま番号」は
電気料金等領収証と同じ番号になります。

(2) 申請の流れ

	時期	自治会町内会	区役所
今回	① ~ 8月	申請	⇒ 「交付決定通知書」の送付
	② 8月頃~	交付請求	⇒ 補助金の交付

※防犯灯補助金は申請時の領収書確認をもって確定するため、別途報告は不要です。

3 提出期限ほか

(1) 提出期限

令和4年8月31日(水)まで※ 郵送か電子メールまたは地域振興課窓口へ持参

※例年、5月末を提出期限としていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、延長しています。

(2) 提出書類

裏面「補助金提出書類チェックリスト」のとおり

(3) 注意事項

ア 申請及び報告時の代表者印の押印は不要ですが、訂正がある場合や余剰金の返還が発生する場合は、代表者印の押印が必要です。(訂正は二重線見え消しで代表者印を押印し、正しい内容を書いてください。)

イ 各様式は送付した書類かHPからダウンロードしてご使用ください。

ウ 補助対象経費で1件100万円以上になることが見込まれるときは、原則として市内事業者による入札または見積もり合わせをする必要があります。

(4) 電子メールによる相談及び申請について

窓口にお越しいただくことが難しい場合は、電子メールでのご相談も可能です。収支決算書(総会資料で代用可)や収支予算書(総会資料で代用可)をお送りいただければ、担当が補助金額の計算を行い、電子メールにてお返しすることができます。

また、必要な書類を電子メールに添付しての申請及び報告が可能です。

(代表者印が押印されている場合は電子メールでの申請及び報告ができません。)



分からない時は・・・

上記提出書類を持って、地域振興課(区役所5階54番窓口)にお越しください。随時、相談も受け付けております。電子メールでの相談もできます。

5月14日(土)には、事前予約制での補助金個別相談を予定しています。

【担当】 港南区役所地域振興課地域運営推進係

中島、大熊、山崎

〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-10

電話：847-8391 FAX：842-8193

電子メール：kn-chishin@city.yokohama.jp

補助金提出書類チェックリスト ～申請・報告の際にご活用ください～(単会版)

(1) 令和3年度 地域活動推進費補助金実績報告に必要な書類

- ① 活動実績報告書 (第6号様式)
- ② 事業実績報告書 (総会資料で代用可)
- ③ 収支決算書 (総会資料で代用可)
- ④ 補助対象経費に係る領収書 (10万円未満・公共料金に係るものを除く)

(2) 令和4年度 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金 交付申請に必要な書類

- ① 交付申請書 (第1号様式)
- ② 事業計画書 (総会資料で代用可)
- ③ 収支予算書 (総会資料で代用可)
- ④ 規約 (変更がない場合は不要)
- ⑤ 総会資料

※以下の⑥、⑦は地域防犯灯維持管理費補助金の交付申請に必要な書類です。

- ⑥ 防犯灯電気料金等領収書※または支払証明書の写し (令和4年4月分)
- ⑦ 電気料金集約分内訳表の写し (令和4年4月分)

※⑥防犯灯電気料金等領収書の発行について

東京電力エナジーパートナー株式会社が、電気料金使用量等を確認できるWebサイトを開設したことに伴い、一部の防犯灯電気料金の領収書の発行が、郵送からWEB上での確認に切り替えられています。その場合は 領収書をWEBサイトからダウンロードしてください。

なお、領収書は、1度しかダウンロードできないため、紛失等の場合は、何度もダウンロードできる「電気料金等領収実績票」(記載内容が領収書と同じ)をダウンロードしてください。

領収書のダウンロード方法 (東京電力エナジーパートナーサイトにつながります)
<https://www.tepco.co.jp/ep/support/kenshin-web/receipt/index-j.html>

(令和4年3月現在)

※申請書等の様式は、区連会HPにも掲載しております。

港南区連会

検索

補助対象経費・補助対象外経費の例

【要綱における補助対象経費】

対象団体が実施する公益的活動（環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費、他団体が実施する事業への協賛金・負担金、各種団体への会費・分担金、研修費、人件費、会議費、会館維持管理費、事務費、委託費等

【補助対象経費・補助対象外経費の例】

経費項目	補助対象経費	補助対象外経費
事務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総会、定例会、役員会経費（会場借上費、資料印刷費等） ・ 備品代（会議テーブル、椅子等） ・ 消耗品代（紙、鉛筆等） ・ 電話代、郵送料 	
人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルバイト賃金 ・ 役員手当 ・ 活動謝礼、活動交通費 	
会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会館借上費 ・ 会館光熱水費 ・ 会館修繕経費（会館整備費補助金を受けた場合を除く） ・ 会館設備点検費 ・ 会館耐震診断費用 ・ 会館火災保険料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会館整備費補助金を受けた会館の新築、購入、増築、改修、修繕経費 ・ 固定資産税（通常は会館の土地や建物は固定資産税の減免対象です。ただし、事業収入がある場合等、会館の使い方によっては減免にならない場合があります。）
事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の美化、3R行動の推進、資源回収、リサイクル活動経費 ・ 交通安全活動経費 ・ 地域防犯灯新規整備費（自治会町内会が独自に全額負担で器具更新、新規設置した場合） ・ 防犯活動経費 ・ 防災活動経費（町の防災組織活動費補助金を活用した場合を除く） ・ 子供会、婦人部、老人クラブ活動費 ・ 盆踊り大会開催費 ・ 運動会、スポーツ大会開催費 ・ 敬老会開催費（記念品代含む。見守りを兼ねて個別訪問して記念品を渡すものも含むが、単に配布するだけなら補助対象外） ・ 給食、配食サービス経費 ・ 講習会、映画会、書道展、絵画展、文化祭開催経費 ・ 広報活動費 ・ 掲示板設置費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防犯灯維持管理費補助金で実施した活動（地域防犯灯の電気代、清掃費、点検費、修繕費、球換え費用等） ・ 町の防災組織活動費補助金で実施した活動（防災資機材等の購入、防災訓練開催費等） ・ その他の補助金の補助対象事業費（他の補助金を利用して実施した事業や活動の費用） ・ 祝金（入学、成人、敬老等） ・ 賀詞交換会（開催費、参加費） ・ 裁判費用（弁護士費用等）
会費 負担金 分担金	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ推進委員、青少年指導員負担金 ・ 防犯協会、体育協会分担金 	
飲食費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議や事業を行う上で必要な弁当代、お茶代 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懇親会費、親睦会費 ・ 新年会費、忘年会費 ・ 慰労会費、反省会費
寄付金 募金		<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付金 ・ 募金（共同募金、歳末助け合い募金・日本赤十字社会費等）
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、香典 ・ 積立金 ・ 予備費 ・ 次年度への繰越金 ・ 区へ返還した余剰金

※ 補助対象経費に挙げている内容の経費であっても、その事業や活動に他の補助金を利用している場合は、すべて地域活動推進費の補助対象外経費となります。

※ ここに挙げているのは例示です。実際の活動経費が補助対象となるかどうかなど、ご不明な点がございましたら、区役所地域振興課へお問い合わせください。

(報告先)
港 南 区 長

**代表者名の押印は必要ありません。
しかし、訂正がある場合や余剰金が発生する場合は、代表者印の押印が必要です。**

(報告者) 所在地
団体名
代表者名

令和 3 年度地域活動推進費補助金活動実績報告書

令和 3 年度の活動が完了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 補助金交付額

区役所から交付を受けた地域活動推進費補助金額を記入してください。

_____ 円

2 [自治会町内会]

(収支決算書の支出合計額－補助対象外経費※) × 3分の1 (1円未満切捨)

補助対象経費合計額 × 3分の1 (補助率)

※補助対象外経費については、
「補助対象経費・補助対象外経費の例」を必ず確認！ 例年、この誤りが最多です！

_____ 円

[地区連合町内会]

基礎的支援費 + (補助対象経費合計額－基礎的支援費) × 3分の1 (補助率)

_____ 円

3 余剰金

「1」が「2」よりも大きい場合、その差額を記入してください。「1」と「2」が同額又は「2」の方が大きい場合は「0円」と記入してください。

_____ 円

4 補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類 (1 件の金額が 10 万円未満のもの及び公共料金の支出に係るものを除く) の有無

有 ・ 無 (どちらかに○をしてください)

5 添付書類

「有」の場合には、当該書類又はその写しを添付してください。

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

(3) 上記 4 が有の場合には、当該書類又はその写し

(4) 要綱第 28 条の規定による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該見積書の写し

(5) 要綱第 28 条の規定による入札の参加者又は見積書の徴収の相手方を市内事業者とした場合は、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写し

(6) その他区長が必要とする書類

令和4年度地域活動推進費補助金交付申請書・
地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(申請先)
港南区長

**訂正がある場合を除き、代表者
名の押印は必要ありません。**

(申請者) 所在地
団体名
代表者名

令和4年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額 _____ 円
《積算内訳》別添収支予算書のとおり

＜自治会町内会の場合＞

A 700円 × 加入世帯数
B 補助対象経費(事務費+事業費) × 3分の1

A、Bのうち、いずれか低い方の金額を記入してください。(十円未満切捨)

申請にあたっての確認事項
令和4年4月1日現在の加入世帯数は _____ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 _____ 円
《積算内訳》
(地域防犯灯数) (補助単価) (申請金額)
_____ 灯 × @2,200円 = _____ 円

部分のとおり、加入世帯数は補助金の算定に使用します。
4月1日現在の加入世帯数を記入してください。
なお、別途提出いただく「現況届」の届け出世帯数と同じ数をご記入ください。

3 添付書類

(1) 地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

(2) 地域防犯灯維持管理費補助金関係（実績報告）

- ①自治会町内会等の支払名義の地域防犯灯電気料金等領収証の写し、又は支払証明書の写し
 - ②自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し
 - ③その他区長が必要とする書類
- ※①と②は電気事業者が発行したものです。

※ 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。